

秩父市役所本庁舎等建設工事 計画の概要

本プロポーザルの提案にあたっては、以下に示す計画の概要を「秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想」に優先して考慮するものとする。

1. プロジェクトの目的

市役所本庁舎は、昭和 37 年に建設され、すでに新築後 50 年が経過しており、また、市民会館は昭和 42 年に建設され、新築後 45 年が経過しています。

両施設共に、建物及び設備面の老朽化が著しく、現在のニーズに合致しない点が見受けられる等の課題が挙げられており、また、平成 17 年度に耐震診断調査を実施した結果では、必要とされる強度を大幅に下回る結果となり、震度 6 強以上の地震では、倒壊または崩壊等の大きな被害を受けることが予想されていました。

その折、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により被害を受け、応急危険度判定を実施した結果、両施設とも「要注意」建物との診断が下されました。

現在は市民の安全を第一に考え、市役所本庁舎、市民会館共に、閉鎖措置を取っており、市役所本庁舎の組織・機能は、分散移転しています。窓口などの部署は歴史文化伝承館に移転し、議会は吉田総合支所に移転しました。受入側となった歴史文化伝承館でも、本来設置されていた部署の各総合支所などへの分散や、公民館活動にも支障が生じています。市民会館においても、舞台機能を併せ持つホールとしては秩父地域最大級の客席数を要するホールが利用できないことで、芸術、文化、講演活動に支障が出ております。

市役所本庁舎は行政情報の提供・保持の場として多数の市民が利用する建物であり、また、災害時には防災拠点施設となる市民の安心、安全を確保する建物であるため、速やかに機能の復旧を図り、同時に、芸術、文化活動の拠点となるホール機能を併せ持つ市民にひらかれた施設を目指し整備するものです。

2. 新施設建設に当たっての理念・コンセプト

<基本理念>

市民を守る「あんしん」、自然環境に「やさしい」施設

<コンセプト>

- (1) 災害に強く、防災拠点となる安心・安全な庁舎
- (2) 利用しやすく、親しみやすい庁舎
- (3) 環境にやさしいエコ庁舎
- (4) まちづくりの拠点となる庁舎
- (5) 市民に開かれた議会機能を有する庁舎
- (6) 郷土の誇り、芸術文化の創造空間としての市民会館
- (7) 木材を活用し、秩父らしさを感じられる庁舎
- (8) 効率的で、将来の変化に柔軟に対応できる庁舎

3. 施設計画の基本条件等

(1) 敷地利用・配置計画

- ①敷地を効率的に利用するため、市役所本庁舎と市民会館を現在の2棟から1棟へ集約化を図ることにより、駐車場の拡充を図り、利用者の安全性や秩父らしさの演出など、敷地の有効利用を図る。
- ②隣接する秩父公園は、日本三大曳山祭りである秩父夜祭の中心地であるため、その関係性に配慮した敷地利用計画とする。
- ③敷地内の既存樹木を極力活用し、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地内の緑化を図る。
- ④既存歴史文化伝承館と景観の調和を図るとともに、機能面での連携を図る。

(2) 建物機能

- ①災害に強く、防災拠点となる安心・安全な庁舎
市民の安心・安全な暮らしを支える拠点として、高度な耐震性・防火性を備え、災害時に迅速な対応ができる庁舎とする。
- ②利用しやすく、親しみやすい庁舎
窓口は低層階とし、総合窓口の設置、ユニバーサルデザインの導入、フロア配置の工夫等を行うとともに、本庁・総合支所間等の連携の強化を図ることにより、全ての市民が利用しやすく、親しみやすい庁舎とする。
- ③環境にやさしいエコ庁舎
太陽光発電・太陽熱や地熱利用・自然換気や雨水の活用など、再生利用可能な自然エネルギーを有効的に活用する。省エネや省資源対策など環境対策に配慮した環境にやさしいエコ庁舎とする。
- ④まちづくりの拠点となる庁舎
開放的な市民交流スペースや多目的に利用できる会議室の設置などにより、まちづくりの主体となる市民が、集い、交流できる拠点としての役割を担う庁舎とする。
- ⑤市民に開かれた議会機能を有する庁舎
市民の意思を市政に反映させるため、透明性を確保し、気軽に傍聴できる開かれた議会を実現する。議員が調査研究、政策立案ができ、議会機能が十分発揮できる施設を確保する。
- ⑥郷土の誇り、芸術文化の創造空間としての市民会館
秩父地域の文化創造の拠点として、学び、憩い、集い、交流できる空間を整備する。また、子どもたちが夢と希望を持って、将来にわたり誇れる郷土を築き上げる場を設置する。
- ⑦木材を活用し、秩父らしさを感じられる庁舎
秩父地域産木材を積極的に活用するとともに、豊かな自然、祭り文化、街並み、現存する歴史文化伝承館との調和など、秩父の自然環境や伝統文化を表現する工夫をすることで、秩父らしさを感じられる庁舎とする。
- ⑧効率的で、将来の変化に柔軟に対応できる庁舎
少子高齢化の進行、人口の減少、権限移譲や市町村合併による機能の集中、新しい行政需要や情報化への対応など、将来の社会の変化に柔軟に対応できる庁舎とする。
- ⑨既存施設の活用
既存の歴史文化伝承館の有効活用を図る。

4. スケジュール及び予算

(1) スケジュールについては、次のように予定しているが、詳細は設計者と協議の上で定める。

①設計業務 平成24年11月から平成25年12月

②施工期間 平成26年3月～平成28年2月

(※ただし、設計内容により各スケジュールは調整することがある。)

(2) 総工事費 約44億円(庁舎、ホール、外構、その他附属施設、各設備工事等を含む)
ただし、下記の内容は建設工事費に含まない。

- ・造り付け家具以外の備品類
- ・情報通信設備費
- ・防災対策設備費
- ・環境対策付帯工事費
- ・設計業務委託費、工事監理業務委託費

(3) 設計範囲 総工事費の対象となる全てとし、

- ①ホールの音響、舞台・客席設備機構、照明設備等の特殊設備設計
- ②オフィスレイアウト設計
- ③市民参加の会議(ワークショップ(市主催))等の同席・資料作成・運営支援
- ④周辺地域への電波障害調査
- ⑤既存歴史文化伝承館を含めた、部・課等の適切な配置の検討等も本業務に含むものとする。

また、情報通信設備工事、防災対策設備工事、環境対策付帯工事に係る設計についても本業務に含むものとし、その他詳細は、JV結成後、見積書徴取時に提示する建築工事設計業務委託特記仕様書による。

5. 敷地条件

(1) 敷地概要

対象となる敷地の概要は、以下のとおり。

敷地概要			
所在地	埼玉県秩父市熊木町521番地1他		
敷地面積	約15,500㎡(歴史文化伝承館を含む。)		
隣接道路	東側	約15m	国道140号(法42条1項1号)
	北側	約12m	市道中央358号線(法42条1項1号)
	西側	約14m	市道中央371号線(法42条1項1号)
	南側	約10m	市道幹線51号線(法42条1項1号)

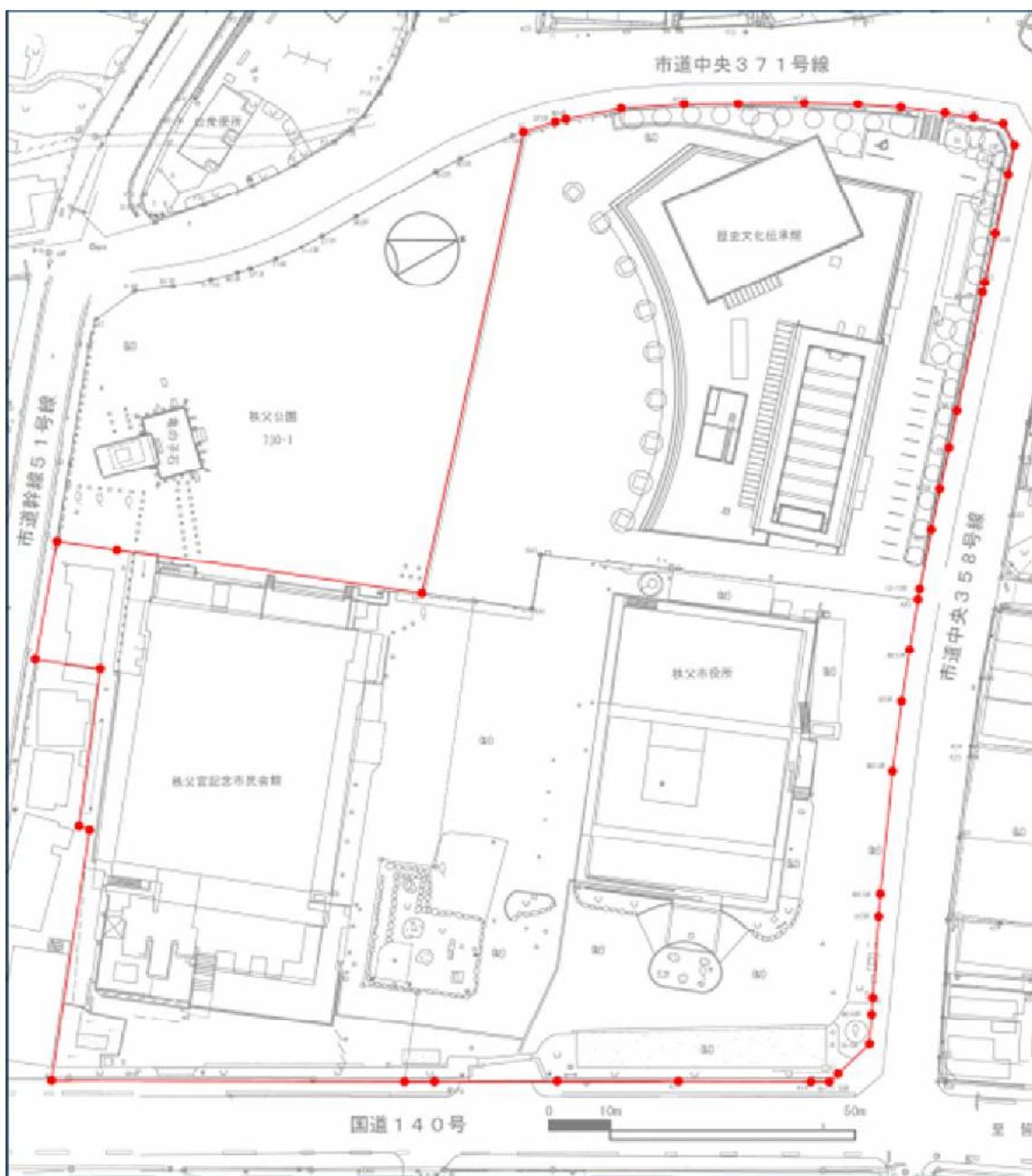
(2) 法規制

対象となる敷地に関する法規制は、以下のとおり。

法規制		(計画敷地)	(計画敷地外)	(計画敷地外)
用途地域		商業地域	第一種住居地域	近隣商業地域
防火地域		なし	なし	なし
地域・地区		なし	なし	なし
建蔽率		80%	60%	80%
容積率		400%	200%	200%
斜線規制	道路斜線	適用距離：20m 勾配：1.5	適用距離：20m 勾配：1.25	適用距離：20m 勾配：1.5
	隣地斜線	立上り：31m 勾配：2.5	立上り：20m 勾配：1.25	立上り：31m 勾配：2.5
	北側斜線	なし	なし	なし
日影規制		なし	対象建築物： 建物高さ>10m	対象建築物： 建物高さ>10m
			平均地盤面からの高さ： 4m	平均地盤面からの高さ： 4m
			日影規制時間： 4-2.5h	日影規制時間： 5-3h
備考 ※(計画敷地外)の用途地域は日影が及ぶ場合、規制対象となる。				

(3) 対象敷地図

対象となる敷地図は、以下のとおり。



(4) 敷地状況

①立地環境

秩父市は、埼玉県西部に位置し、577.69 km²の面積を有する。市域の87%は森林に覆われ、秩父多摩甲斐国立公園の一角となる秩父山地が西から南に連なっている。市域周辺は、南にそびえる武甲山を始めとする秩父山地とそれらに囲まれた盆地からなり、山間部を荒川とその支流が南西方向から北東方向に流れ、秩父盆地を形作っており、中心市街地はその河岸段丘に広がっている。

気候は太平洋側内陸気候に属し、概ね温暖であるが、盆地のため寒暖の差が大きい。恵まれた自然環境を背景に、秩父夜祭、秩父34ヶ所の札所や数多い民俗芸能などの歴史文化資源を始め、羊山公園芝桜、秩父ミュージックパーク、観光農園といった新しい観光資源や季節運行されている蒸気機関車（SL）などの多様な魅力に支えられている。

50km圏にはさいたま市、75km圏には都心が含まれる。隣接する行政区は群馬県、東京都、山梨県、長野県の4都県であり、県内では、飯能市、小鹿野町、皆野町、横瀬町、神川町、東秩父村の6市町村に接している。

②周辺地域との関わり

市役所及び市民会館が立地する対象敷地は、公共交通機関や主要道路の要所に位置し、商業地域と住宅地域が混在して中心市街地の一部を形成している。

敷地周辺には秩父地域の主要幹線である国道140号、国道299号が走り、熊谷方面、飯能方面、小鹿野方面、山梨方面からのアクセスが可能である。

また、西武鉄道の西武秩父駅や秩父鉄道の御花畑駅が至近距離にあり、首都圏や県北地域からのアクセスが容易である。

周囲には、秩父神社や札所などの寺社が点在するとともに、羊山公園や道の駅ちちぶ等の観光主要施設もあり、それらを結ぶ重要な位置にある。

さらに、対象敷地から徒歩10分圏内には埼玉県秩父地方庁舎や秩父簡易裁判所等の行政施設も置かれており、行政地区としての面も併せ持つ。

対象敷地は、中心市街地であり、市内でも人口の集中する地域である。徒歩圏内の人口密度が高いことから、自転車や徒歩での利用にも有利な立地といえる。

③その他

現状は、庁舎敷地として利用されており、敷地内に歴史文化伝承館を含め3棟が現存している。平成24年7月下旬から平成25年3月にかけて、既存秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館を解体予定。

(5) 地盤の概要

歴史文化伝承館建設時（H13）のボーリング調査によれば、表土下は玉石混じり砂礫層であり、-4.5m以下は砂質シルト岩である。

6. 新施設の用途、規模、構造

(1) 施設の用途：庁舎 (四 業務施設 第2類)

ホール (十二 文化・交流・公益施設 第2類)

(※上記分類は、国土交通省告示第十五号 別添二による)

(2) 規模： 延べ床面積 約 11,000 m² (既存歴史文化伝承館除く。)

(3) 構造：

建物は庁舎とホールの合築で考えており、免震構造等十分な耐震性能を備えた構造とする。
現時点では鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造を事業費の算定条件としているが、混構造での可能性も含め、基本設計の段階で検討していく。

7. 新施設の機能と想定面積

(1) 建物想定面積 合計約 11,000 m²

庁舎執務スペース 約 1,850 m²

議会スペース 約 750 m² (議場、委員会室、議員控室、執務室等)

ホールスペース 約 3,000 m²

(1,110席±100席を想定 その他机仕、楽屋、リハール室等)

会議スペース 約 1,500 m² (会議室、防災対策室、研修室等)

共用スペース 約 3,400 m² (廊下、エレベーター、階段、機械室等)

倉庫スペース 約 500 m² (倉庫、書庫等)

(2) その他

①駐車台数 現状の構内 173 台を確保し、できる限り追加駐車スペースを設ける。

②駐輪台数 150 台

※新庁舎等の規模については、11,000 m²程度としているが、基本設計を行うにあたり庁舎全体の機能や規模について詳細に検討するものとする。

また、既存歴史文化伝承館の有効活用についても検討していく。

※各諸室の規模等については、現時点での想定面積であり、基本設計の中で確定をするものとする。

8. 既存施設の機能と面積 (参考)

既存歴史文化伝承館 (延べ面積 約 6,192 m²)

庁舎執務スペース 約 1,191 m²

公民館スペース 約 1,923 m²

会議スペース 約 266 m²

倉庫スペース 約 355 m²

共用スペース 約 2,457 m²

9. 施設利用想定職員数及び議員数 (平成 28 年度想定)

(1) 職員数 本庁舎利用 200 人 歴史文化伝承館利用 141 人 (いずれも正職員のみ)

(2) 議員数 22 人

10. その他

- (1) 詳細については、下記資料を別途確認のこと。

秩父市役所本庁舎及び市民会館建設基本構想

上記については、秩父市ホームページからダウンロード可能

(URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>)

- (2) その他については、基本設計の段階で検討する。

また、基本設計を進めるにあたり、市民の意見を反映するためのワークショップ等（市主催）を開催する。